

令和2年度病床機能再編支援補助金について

- 地域医療構想の実現に向けた取組を一層推進するため、必要と認められる病床削減等に給付金を支給する国庫補助制度「病床機能再編支援補助金」が今年度創設された。
- 補助にあたっては医療審議会及び地域医療構想調整会議の審議を経ることとなっており、地域医療構想の実現のため必要か否かの観点から審議をいただくもの。

1 制度の概要（令和2年度国予算額：84億円）

* 定額補助 国 10/10、令和3年度以降も同様の制度が継続見込み。

共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療審議会及び地域医療構想調整会議の審議を経たものであること ・ 地域医療構想の実現に必要と認められるものであること 		
	種別	対象	備考
病床削減支援	①病床削減支援給付金	療養病床又は一般病床（対象区分： <u>高度急性期、急性期、慢性期</u> ）を有する病院又は診療所で、 <u>R2年度中に稼働病床の削減を行うもの</u>	▶ 稼働病床△1床につき2百万円程度（病床稼働率等に応じ1,140～2,280千円）
病院統合支援	②医療機関統合支援給付金	療養病床又は一般病床（対象区分： <u>同上</u> ）を有する病院又は診療所が、 <u>病床削減を伴う統合にR2年度中に合意した場合</u> ※1以上の病院廃止（診療所化含む） <u>R7年度中までの完了が条件</u>	▶ 稼働病床△1床につき2百万円程度（病床稼働率等に応じ1,140～2,280千円） ▶ 重点支援区域は単価1.5倍
	③病院の債務整理に必要な借入資金に対する支援給付金（利子補給）	構想に基づく病院等の統合計画に参加し、 <u>R2年度中に承継病院が、統合によって廃止となる病院の債務返済のため、新たに融資を受けた場合</u>	▶ 当該融資に係る利子の全部又は一部（利率・期間上限あり）

※いずれも病床（①は稼働病床）10%以上削減が条件。回復期病床や介護医療院への転換は除く。

※構想の実現を目的としたものではない病床削減（自己破産による廃院）は対象外。

2 実施主体

都道府県

* 医療審議会及び地域医療構想調整会議の意見を踏まえ、必要と認められる、自主的な病床削減や病院の統合による病床削減等に給付金を支給

3 支給の要件

病床削減支援給付金の具体的な支給要件は次のとおり。(②～④は確認済)

[支給の要件] (国支給要領から抜粋)

次の全てを満たすこと。

なお、地域医療構想の実現を目的としたものではない病床削減（経営困難等を踏まえた自己破産による廃院）は給付の対象とはならない。

	要 件
①	地域医療構想を実現するため、病床削減の対象病院等について、病床の機能分化・連携に必要な病床数の削減を行うものであるという地域医療構想調整会議の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、都道府県が必要と認めたものであること。
②	病床削減病院等における病床削減後の許可病床数が、平成 30 年度病床機能報告における稼働病床数の合計の 90%以下であること
③	同一年度内に病床削減支援給付金の支給を受けていないこと。
④	同一年度内に病床削減病院等の開設者が、同じ構想区域（同法第 30 条の 4 第 2 項第 7 号に規定する「構想区域」をいう。以下同じ。）内で開設する病院を増床していないこと。

4 今後のスケジュール

- ・ 地域医療構想調整会議・県医療審議会での審議を経て必要と認められたものについて、国に対し交付申請を行う。
- ・ 今年度内に交付決定、補助金交付を行う。

日 程	内 容	備 考
12 月～ 1 月	地域医療構想調整会議の意見聴取	書面開催
2 月～	県医療審議会の意見聴取	
	交付申請	
	交付決定	
3 月まで	病床削減、補助金交付	

(岩国圏域の状況)

5 圏域の課題・将来のあるべき姿（山口県地域医療構想（H28.7）から転記）

(1) 構想区域（保健医療圏）における課題（圏域別）

- 医師、看護師等の医療従事者の不足、特に中核的な医療機関における不足
- 他の圏域（柳井、周南、広島西、広島等）への患者の流出（圏域における必要な医療機能の不足）
- 高度急性期機能を担う医療機関の機能強化
- 需要が増加する救急医療への対応（初期・二次・三次救急医療提供体制の確保、適正受診についての住民の理解促進等）
- 回復期機能を担う病床の不足
- 24時間対応の訪問看護、かかりつけ医など在宅医療提供体制の確保
- 介護施設等の受け皿の確保と連携の強化
- 小児・周産期医療、旧郡部などにおけるへき地医療の確保

(2) 地域の医療提供体制の将来のあるべき姿（圏域別）

高度急性期・急性期機能

- 疾病に応じ、医療機関ごとの機能を明確化し、医療機関が担う医療機能の集約化が必要です。
- 医療機関間の役割分担・相互連携による医療提供体制の整備が必要です。
- 患者の状態に応じ、圏域内において機能の確保を進め、あわせて広島西医療圏、広島医療圏等との連携による医療提供体制の整備が必要です。
- 小児・周産期医療体制の充実が必要です。

回復期機能

- 圏域において不足している回復期機能を確保し、居住地での円滑な在宅復帰を支援するため、急性期を担う医療機関を除く医療機関において、回復期リハビリテーション病棟や地域包括ケア病棟等の整備が必要です。

慢性期機能・在宅医療等

- 在宅医療提供体制の充実強化や介護施設等の受け皿の確保が必要です。
- 病状変化時に患者を受け入れる後方支援医療機関（有床診療所を含む）の整備が必要です。
- 医療・介護を担う多職種による連携体制の構築が必要です。

医療連携等

- 医療機関間の役割分担・相互連携を進めるとともに、関係者が相互に医療情報を共有する体制の構築が必要です。
- 旧郡部等のへき地医療を維持・確保するための体制の構築が必要です。
- 認知症患者への対応を強化するため、一般病院と精神科病院との連携体制の構築が必要です。

6 平成 30 年度病床機能報告の状況（岩国圏域）

病床区分		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟・ 廃止予定	介護保険施設 移行予定	合計
報告	①H30(2018)現状	264	626	216	772	9	-	1,887
	②R7 (2025)予定	264	577	216	712	49	69	1,887
構想	③R7 (2025)必要数	131	419	446	505	-	-	1,501
④構想との差(H30)(①-③)		133	207	△ 230	267	-	-	377
⑤構想との差(R7)(②-③)		133	158	△ 230	207	-	-	268

※詳細な報告は別添のとおり

(別紙) 申請概要

病床削減支援給付金について2件の要望あり。(統合支援、債務整理は要望なし)

種別	医療機関名	機能	削減予定数	削減予定時期
病床削減	①医療法人錦病院 (岩国市錦見)	急性期	△8床	令和3年(2021年) 3月予定
病床削減	②マサキ外科肛門科 (岩国市麻里布町)	急性期	△11床	令和3年(2021年) 3月予定

【①内訳】 ※病床数は許可病床数

変更前					変更後			
機能	病床	病棟別内訳			病床	病棟別内訳		
高度急性期								
急性期	48床	I	48床	急性期一般 入院料1	40床	I	40床	急性期一般 入院料1
回復期								
慢性期								
休棟等								
合計	48床		48床		40床		40床	

【②内訳】 ※病床数は許可病床数

変更前					変更後			
機能	病床	病棟別内訳			病床	病棟別内訳		
高度急性期								
急性期	19床	-	19床	有床診療所 入院基本料2	8床	-	8床	有床診療所 入院基本料2
回復期								
慢性期								
休棟等								
合計	19床		19床		8床		8床	